

新型インフルエンザ等対策のための BCP（業務継続計画）

平成２９年３月

うるま市

<目 次>

1. はじめに	1
1.1 計画策定の目的	1
1.2 対象となる感染症	1
1.3 被害想定	2
1.4 新型インフルエンザ等と地震の違い	2
2. 新型インフルエンザ等対策実施体制	4
2.1 実施体制の整備	4
2.2 情報収集・共有体制	5
3. 施設の運営	8
3.1 施設の運営方針	8
3.2 各施設の運営	8
4. 感染対策	10
4.1 平時（未発生期）における感染対策	10
4.2 発生時における感染対策	10
5. 新型インフルエンザ等に備えた業務継続	15
5.1 業務継続方針と業務区分	15
5.2 新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務の選定結果	17
5.3 人的資源の確保及び人員計画	17
5.4 業務継続に向けた課題及び対策	21
6. 教育・訓練	23
6.1 BCP 訓練	23
6.2 教育・周知	23
7. 点検・是正	23

1. はじめに

1.1 計画策定の目的

本計画は、新型インフルエンザ等の発生時に住民の生命と健康を守り、住民生活に必要な行政サービスを継続して提供することを目的とする。

また、計画を策定することで、計画の趣旨及び新型インフルエンザ等の発生時に優先的に実施する業務に対する認知と浸透を促すとともに、業務実施を妨げる課題の解消・軽減に向けた対策の検討と実施、各部・課におけるマニュアルの整備及びマニュアルに基づく訓練の実施といった全庁的な取組を進める。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、想定したとおりに事態が進展するとは限らない。国や沖縄県等が提供する正確な情報を適宜入手し、本計画を基に的確な行動をとることが重要である。

1.2 対象となる感染症

本計画で対象とする新型インフルエンザ等の感染症は、以下のとおりとする。

- ① 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症 ※1
- ② 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから①と同様に社会的影響が大きなもの ※2

※1 ・新型インフルエンザ：新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

・再興型インフルエンザ：かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

※2 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

1.3 被害想定

県民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。

県内感染期には、職員の最大40%が欠勤し、り患した職員は10日間欠勤すると想定する。

表2 市職員の被害想定

項目	内容	備 考
欠勤割合	40%	本人のり患、り患した家族の看病、濃厚接触者（自宅待機）、学校・保育園等の休校・休園等に伴う欠勤割合
り患した場合の欠勤日数	10日間	り患した職員は1週間から10日程度欠勤することが想定される。り患者した職員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

新型インフルエンザ等と地震の違い

新型インフルエンザ等による被害と地震による被害の違いは、地震の主な被害の対象が建物・設備・インフラ等の「モノ」で、「モノ」が被害を受けた結果「ヒト」に被害を及ぼすのに対し、新型インフルエンザ等は「ヒト」が直接被害を受け、その結果としてインフラ等に被害が生じることである。

一般的に地震の被害は震源域周辺に限られるのに対して、新型インフルエンザ等の被害は時間的な差はあるものの全世界に及ぶ恐れがある。また、被害の期間についても、地震は初期震動が最大となるのに対して、新型インフルエンザ等では流行の第一波の被害期間が約8週間継続することが想定され、さらに第二波・第三波が発生する恐れも指摘されている。

地震を対象としたBCPが業務を速やかに復旧させることを目的とするものであるのに対し、新型インフルエンザ等を対象としたBCPは、必要な業務を維持することを目的とするものである。

新型インフルエンザ等と地震における業務継続の考え方の違いを図1に示す。

BCPにおける新型インフルエンザ等と地震災害の相違を表1に示す。

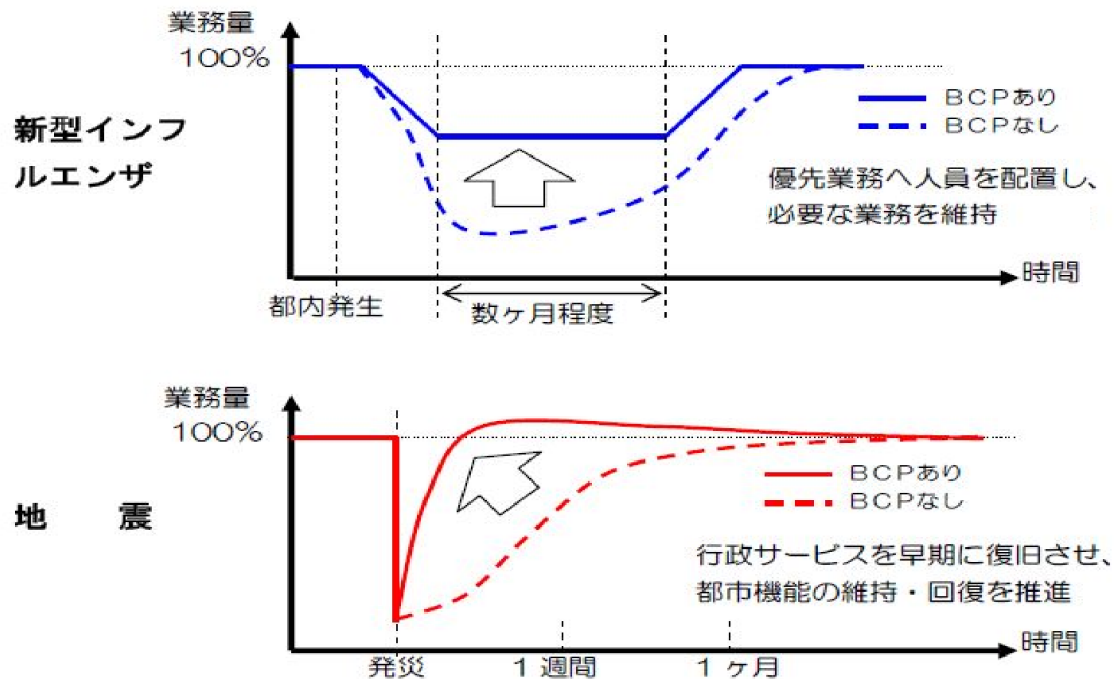


図1 新型インフルエンザ等と地震における業務継続の考え方の違い

出典：「都政のBCP〈新型インフルエンザ編〉」（東京都総務局 平成22年3月）を基に作成

表1 BCPにおける新型インフルエンザ等と地震災害の相違

項目	新型インフルエンザ等	地震災害
業務継続方針	○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベルを決める	○できる限り業務の継続・早期復旧を図る
被害の対象	○主として、人への健康被害が大きい	○主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が国内全域、全世界的となる（代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）	○被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）
被害の期間	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難	○過去事例等からある程度の影響想定が可能
災害発生と被害制御	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害規模は感染対策により左右される	○主に兆候がなく突発する ○被害規模は事後の制御不可能

出典：「Ⅷ 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」

（平成25年6月26日 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）を基に作成

2. 新型インフルエンザ等対策実施体制

2.1 実施体制の整備

(1) 基本方針

本計画では、限られた人員、資機材などの資源を優先すべき業務に重点的に投入して新型インフルエンザ等の対応業務を着実に実施しつつ、必要な通常業務の継続を図るため、以下に示す基本方針の下で計画を運用する。

- ① 住民の生命と健康を守ることを最優先とする。
- ② 住民生活を維持するために必要不可欠な業務を継続する。その他の業務は、可能な限り縮小・休止する。
- ③ 病原性の高い新型インフルエンザ等の対応を前提としつつ、新型インフルエンザ等の感染力、職員の欠勤率等の実際の流行状況に応じて弾力的に対応する。

(2) 発生時の実施体制

うるま市新型インフルエンザ等対策本部の体制を図2に示す。

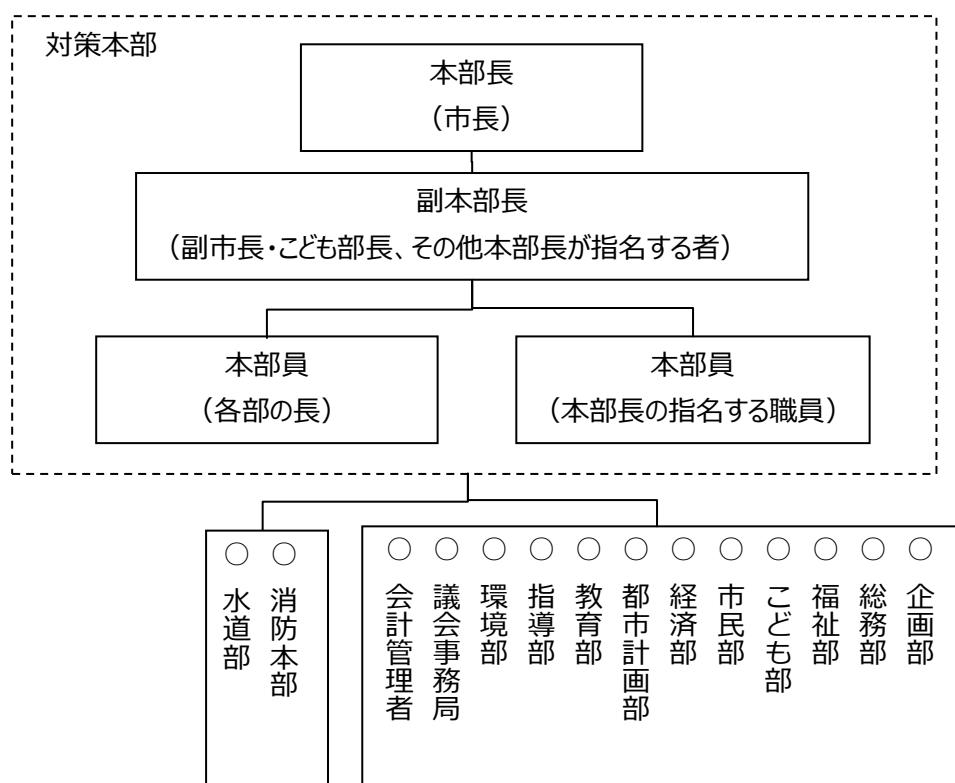


図2 うるま市新型インフルエンザ等対策本部

また、対策本部の代行順位を次のように定める。各部長においても事前に代行順位を定めておく。

表 3 対策本部の代行順位

順位	本部長（首長）の代行者	副本部長（副首長）の代行者
第 1 順位	副市長	こども部長
第 2 順位	こども部長	企画部長
第 3 順位	企画部長	総務部長

（３） 業務継続計画の発動

- 本計画は、国内あるいは沖縄県内で新型インフルエンザ等の発生が確認された段階（国内（県内）発生期）で、国及び沖縄県が発表する発生宣言などを勘案し、新型インフルエンザ等対策本部長の決定により発動する。
- 業務の継続、休止、施設の閉鎖等の時期は、国や沖縄県が示す対処方針や、新型インフルエンザ等ウイルスの感染力、病原性、社会的状況、職員の出勤率等を勘案し、対策本部で決定する。
- 休止する業務に従事していた職員は応援職員として新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務に従事する。
- 患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている小康期に入った場合には、業務・施設の再開等を対策本部で決定し、順次、再開していく。

（４） 平時の体制

平時においては、うるま市新型インフルエンザ等対策庁内連絡会を通じて、新型インフルエンザ等対策の事前準備、新型インフルエンザ等 BCP の運用等を推進する。

2.2 情報収集・共有体制

平時の計画策定及び発生時の意思決定等を行うために、新型インフルエンザ等に関する正しい情報を収集する。

（１） 平時からの情報収集・共有

- ①国内外の新型インフルエンザ等に変異するおそれがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報を、国（内閣官房、厚生労働省、外務省等）、沖縄県、世界保健機構（WHO）等から入手する。

〔収集すべき一般的な情報〕

- a 新型インフルエンザ等に変異するおそれがある感染症が発生している地域

- b 新型インフルエンザ等に変異するおそれのある感染症の概要（特徴、症状、治療方法等）

②発生時を想定して、職員等の発症状況や欠勤の可能性等を確認する体制を構築する。

〔平時に確認する庁内の情報〕

職員の緊急連絡先や学校・保育施設に通う子どもの有無、要介護の家族の有無、その他支援の必要性の有無等

③事業者団体、関係事業者等と情報交換を行い、発生時の連携等について事前に協議を行う。特に新型インフルエンザ等発生時にサプライチェーン（業務継続に必要な一連の取引事業者）が機能するかどうか、どの業務をどの程度継続するか、関連事業者間でどのように相互支援を行うかなどについて、平時から協議を行う。

（２） 発生時の情報収集・共有

①国（内閣官房、厚生労働省、外務省等）、沖縄県、世界保健機構（WHO）等が公表する国内外の新型インフルエンザ等の発生状況や対応状況、感染対策などの情報を、早急に職員等に対し正確に伝える。

〔収集すべき情報〕

- a 新型インフルエンザ等が発生している地域
- b 新型インフルエンザ等の概要（特徴、症状、治療方法等）
- c 沖縄県が実施する対策
- d 事業者及び住民が実施すべき対応

②市は必要に応じて BCP 等の点検を行い、今後の対応について職員や関係事業者等に周知するとともに関係事業者等と密接な情報交換を行う。

③海外発生期及び国内発生早期においては、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力などの詳細については十分な知見が得られていないため、その後、国及び沖縄県等から随時提供される情報を収集・提供する。

④県内発生早期及び県内感染期においては、職員の発症状況や欠勤の可能性等を確認する体制を構築する。

〔確認する庁内の情報〕

- a 職員の渡航状況、健康状況
- b 職員の緊急連絡先や学校・保育施設に通う子どもの有無、要介護の家族の有無、その他支援の必要性の有無等

(3) 住民への情報提供

ア 情報提供の目的

新型インフルエンザ等発生時には、住民一人ひとりが正確な情報に基づき、適切に行動することで、まん延防止が可能となる。そのため、市は、県内における感染状況や感染予防策に関する最新の情報を沖縄県及び医師会等と連携して、住民に迅速かつ的確に情報提供するとともに、国及び沖縄県からの要請に基づき、集会等の中止、不要不急の外出の自粛を呼びかけまん延防止に努める。また、市が実施する対策、施設の閉鎖、段階的に休止する業務等についても情報提供を行い、住民生活の維持に努める。

イ 情報発信の手段

住民への情報提供は、広報、ホームページ、公共施設へのポスター掲示、報道機関への情報提供、広報車の活用、防災無線など様々な方法で、各課が効果的に情報を発信する。

なお、外国人や障害者に対しては、情報格差が生じないようにするため、関係機関・団体と協力して情報提供する。

ウ 相談窓口の開設

新型インフルエンザ等発生時には、新型インフルエンザ等に関する専門的な相談のほか、施設の閉鎖や業務の休止に伴う申請等の問い合わせが多く寄せられる。これらの相談や問い合わせに対応するため、電話相談体制を整備する。

新型インフルエンザ等に関する質問や医療機関の受診方法、ワクチン接種等、医療に関する専門的な相談は、「新型インフルエンザ等相談窓口（仮称）」を設置して対応する。

必要に応じて市庁舎1階に相談コーナーを設置し、住民の相談に応じる。施設の閉鎖、イベントの休止、業務の休止に伴う申請等の相談については、各主管課で対応する。

(4) 報道機関への対応

報道機関に対しては、地域内の感染状況や市の対応状況、方針等について、広報担当が記者会見やプレス発表を行い、情報提供する。

なお、地域内の患者発生情報については、患者や家族等のプライバシーが侵害されないよう十分に配慮する。

3. 施設の運営

3.1 施設の運営方針

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命と健康を守るため、まん延防止策を徹底して行うことが市の重要な責務である。

まん延を防止するためには、人が集まることや人と人との対面する機会を減らすことが有効な対策となる。そこで、不特定多数の住民が集まる施設は、予防・まん延防止の観点から、必要に応じて施設の一部を閉鎖するなど、新型インフルエンザ等発生時の運営方針を定める。

（１）施設を閉鎖する時期

施設を閉鎖する時期は、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性、国や沖縄県の方針、職員の欠勤状況等を考慮して対策本部で決定する。

（２）施設閉鎖後の体制

閉鎖した施設については、当該施設の維持管理、住民からの電話問合せの対応ができる体制をとる。

新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務に従事する職員以外の職員は、人員が不足した部署への応援職員、高齢者や障害者への生活支援の応援職員として位置づける。

（３）指定管理者及び委託事業者への協力要請

指定管理者または委託事業者が市の施設を運営している場合は、新型インフルエンザ等の発生時には、市の方針に基づき、施設を閉鎖するよう要請する。

さらに、施設閉鎖後も継続する必要がある業務（施設の維持管理、電話による住民からの問い合わせ等）の実施を要請するため、指定管理者及び委託事業者に対して、予防・まん延防止策の徹底とともに業務が確実に遂行できる体制を確立するよう要請する。

なお、市からの要請事項への対応には、市と指定管理者または委託事業者との間で事前に協定・契約等の整備を図る。

3.2 各施設の運営

業務を継続する施設は、予防・まん延防止策を徹底して行い、BCPに基づき新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務を実施する。

市立小・中学校は、沖縄県の対処方針をもとに、対策本部で決定し閉鎖する。

うるま市施設の運営方針を表４のとおり定める。

表4 うるま市施設の運営方針一覧

区分番号	施設区分	施設名	運営方針
(1)	公会堂	うるま市民芸術劇場	閉鎖
		うるま市石川会館	閉鎖
		うるま市きむたかホール	閉鎖
		うるま市地域交流センター	閉鎖
(2)	公民館	うるま市立石川地区公民館	閉鎖
		うるま市立勝連地区公民館	閉鎖
		うるま市立与那城地区公民館	閉鎖
(3)	図書館・資料館	うるま市立中央図書館	閉鎖
		うるま市立石川図書館	閉鎖
		うるま市立勝連図書館	閉鎖
		海の駅あやはし館	閉鎖
		うるま市石川歴史民俗資料館	閉鎖
		うるま市海の文化資料館	閉鎖
		うるま市与那城歴史民俗資料館	閉鎖
(4)	公立保育園	うるま市立豊原保育所	閉鎖を想定しているが、医療従事者や社会機能の維持に関わる仕事に従事している等の理由で家庭での保育が困難な保護者に対して緊急保育を実施する。
		うるま市立安慶名保育所	
		うるま市立石川保育所	
		うるま市立きむたか保育所	
		うるま市立与那城保育所	
(5)	児童館	みどり町児童センター	児童館の自由来館は閉鎖。学童クラブについても閉鎖を想定しているが、医療従事者や社会機能の維持に関わる仕事に従事している等の理由で家庭での保育が困難な保護者に対して緊急保育を実施する。
		なかきす児童センター	
		屋慶名児童館	
		宮城児童館	
		石川児童館（チャレンジ館）	
(6)	体育施設	うるま市具志川総合体育館	閉鎖
		うるま市具志川総合グラウンド	閉鎖
		うるま市具志川庭球場	閉鎖
		うるま市具志川喜屋武 マーブ庭球場	閉鎖
		うるま市具志川野球場	閉鎖
		うるま市具志川グラウンドゴルフ場	閉鎖
		うるま市具志川ゲートボール場	閉鎖
		うるま市石川体育館	閉鎖
		うるま市石川運動場	閉鎖
		うるま市石川屋内運動場	閉鎖
		うるま市石川庭球場	閉鎖
		うるま市石川野球場	閉鎖
		うるま市石川プール	閉鎖
		うるま市勝連総合グラウンド	閉鎖

	うるま市勝連 B&G 海洋 センター・体育館・プール	閉鎖
	うるま市与那城総合公園 陸上競技場	閉鎖
	うるま市与那城多種目球技場	閉鎖
	うるま市与那城庭球場	閉鎖

4. 感染対策

新型インフルエンザ等の発生時には、職員は自己の健康管理に留意し、手洗いや咳エチケットの実践を徹底して感染防止を心がける。また、発熱や咳などのインフルエンザ症状がある場合には、速やかに医療機関を受診するとともに職場に連絡して療養に専念し勤務を自粛し、他の職員への感染を防ぐ。

しかし、このような感染防止対策を行っても職員自身が感染し、多くの職員が欠勤すると予想される。また、職員自身は感染していなくても、家族等の感染、保育園・学校等の臨時休業などにより出勤することが困難な事態も想定される。

一方、市は、住民生活に必要な業務を継続する責務がある。そのため、新型インフルエンザ等対応業務及び通常業務のうち必要不可欠な業務を継続し、それ以外の業務は休止あるいは縮小することにより、新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務に必要な職員を確保する。

さらに、職員の通勤時の感染リスクを低減するため、通勤手段の変更や時差出勤等を行うことも検討する。

平時（未発生期）から開始するものを含め、発生段階ごとに実施する感染対策は次のとおりとする。

4.1 平時（未発生期）における感染対策

①職場における感染リスクについて、職場ごとに評価し、リスクを低減する。

- a 発熱や咳などの症状のある職員の出勤停止を促すなど、発症者の入室を防ぐ方法を検討する。
- b 多数の者と接触する機会のある業務においては、来庁者に対しても、その理解を得つつ、必要な感染対策の実施を要請することを検討する。

②感染対策の実効性を高めるため、職場で感染の疑いのある者が確認された場合を想定し、以下のような対応措置を定める。

- a 職場で感染疑いのある者に対し、対処する作業班を決める。
- b マスク・手袋（作業班メンバー用）、消毒薬等を備蓄する。

4.2 発生時における感染対策

新型インフルエンザ等発生時においても、市は庁舎機能を維持する必要がある。そのためには、庁舎内で来庁者及び職員が感染する危険を減らし、可能な限り感染を防止する対策を実施する必要があることから、庁舎内での予防・まん延防止策を定める。

(1) 庁舎内の基本的な感染予防対策ルール

庁舎内の基本的な感染予防対策は表5に示すとおり、発生段階ごとに共通のルールとして定める。ただし、発生段階ごとに示してある感染予防策は目安であり、実施時期や内容については、ウイルスの感染力、病原性等を考慮して対策本部で決定する。

会議は緊急を要する場合に限定し、電話やメールなどの活用で代替できる場合は開催しない。
来庁者に対しても感染予防対策の徹底を要請する。

表5 庁舎内の基本的な感染予防対策

発生段階	感染予防策	
県内発生 早期	施設 (職員向け)	・ 庁舎出入口に「感染予防ポスター」、トイレに「手洗い方法」を掲示 ・ 清掃・消毒の励行、消毒液の設置 ・ ふた付きの専用ゴミ箱（職員用）を各課に設置
	来庁者	・ 不要不急の来庁自粛要請 ・ 来庁出入口の制限 ・ 受付窓口の制限 ・ 来庁者へのマスク着用、手洗い・手指消毒の要請（来庁者へのマスクの配布） ・ 廊下等のゴミ箱撤去
県内感染 期	施設 (職員向け)	・ 庁舎出入口に「感染予防ポスター」、トイレに「手洗い方法」を掲示 ・ 清掃・消毒の強化、消毒液の設置 ・ ふた付きの専用ゴミ箱（職員用）を各課に設置
	来庁者	・ 不要不急の来庁自粛要請 ・ 来庁出入口の制限 ・ 受付窓口の限定 ・ エレベーター使用の制限 ・ 来庁者へのマスク着用、手洗い・手指消毒の要請（来庁者へのマスクの配布） ・ 廊下等のゴミ箱撤去
小康期	施設 (職員向け)	・ 庁舎出入口に「感染予防ポスター」、トイレに「手洗い方法」を掲示 ・ 清掃・消毒の励行、消毒液の設置 ・ ふた付きの専用ゴミ箱（職員用）を各課に設置
	来庁者	・ 来庁出入口・受付窓口の制限を解除 ・ 来庁者へのマスク着用、手洗い・手指消毒の要請（来庁者へのマスクの配布）

【職員の健康状態の確認等】

欠勤した職員本人や家族の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）や欠勤理由の把握を行い、本人や家族が感染した疑いがある場合には連絡するよう指導する。

【庁舎等で職員が発症した場合の対処】

病原性等の状況に応じ、発症の疑いのある者を区画された会議室等の別室に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力で別室に向かうことができない場合は、マスク・手袋等を装着した作業班が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。

海外発生期から県内発生早期においては、保健所に設置される「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。

【一般的な留意事項】

- ①38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば登庁しないこと。
- ②マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策等を行うこと。
- ③外出する場合は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないこと。
- ④症状のある人（咳やくしゃみなど）には極力近づかないこと。接触した場合、手洗いなどを行うこと。
- ⑤口手で顔を触らないこと（接触感染を避けるため）。

（２）来庁の制限

県内で感染がさらに拡大し、庁舎内でまん延防止策を徹底する必要がある場合には、来庁者が庁舎内で感染しないよう、住民等へ不要不急での来庁の自粛を要請する。

（３）庁舎出入口の制限・来庁者立ち入り禁止区域及び動線の区分

新型インフルエンザ等の流行状況に応じ、段階的に庁舎出入口を閉鎖し、県内感染期には庁舎出入口を制限するとともに「来庁者立入禁止区域」を設け、来庁者と職員の動線を区分する。

来庁者立入禁止区域には、「立ち入り禁止」の案内サインとカラーコーンを設置して閉鎖する。なお、本庁舎以外の本庁施設（別館、保健所、住民施設等）についても、来庁者の立入は原則禁止とする。

（４）各種申請・相談業務の受付窓口

ア 受付窓口の配置

電話、郵送等を活用し、段階的に受付窓口を絞り込み、県内感染期には受付窓口を本庁舎に制限し、出張所への来庁者の立入を原則、禁止する。

県内感染期にも継続して実施する相談業務（住民相談コーナーを除く）については、原則、電話対応のみとする。

イ 来庁者への対応

来庁者用出入口付近に受付窓口や立入禁止箇所案内を掲示する。その付近に「感染予防ポスター」を掲示する。

1階入り口付近の待機スペースには、マスク（またはフェイスシールド）等を着用した職員を配置して、マスク未着用の来庁者にマスクを配布、着用を要請して用件を聞く。窓口の受付状況によって適宜来庁者を案内する。

（５）エレベーター利用制限

エレベーターは一時的ではあるものの不特定多数の人が密閉された空間に集まるため、感染拡大の場となる可能性が高い。職員を配置して、原則、利用を制限する。

障害者や階段の昇降が困難な職員、階段で運ぶのが困難な荷物を運ぶときには、利用できるものとする。

（６）トイレ

トイレには「手洗い方法」を掲示する。本庁舎では、職員は来庁者との接触を避け、感染リスクを減らすため、職員は職員用トイレを利用する。

（７）駐車場、駐輪場

通常どおり、県内感染期でも開設する。

（８）来庁者用のマスク、消毒液の準備

来庁者用のマスクと消毒液の備蓄について準備する。】

（９）庁舎内の清掃・消毒の強化

感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に触れた場所にウイルスが付着する。そのため、新型インフルエンザ等の流行時には不特定多数の人がよく触れる場所（特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等）を中心に、水と洗剤、消毒液等を用いてこまめに拭き取り清掃する。

（１０）ふた付きの専用ゴミ箱の設置

新型インフルエンザ等の発生時には、鼻汁や痰などを含んだティッシュやマスクを捨てるふた付き専用ゴミ箱（職員用）を執務室内各課に設置する。ゴミ箱にはビニール袋等を仕込み、廃棄時にすぐ封ができるようにし、１日１回一般の事業系ごみとして廃棄する。

（１１）庁舎内で感染の疑いのある来庁者への対応

新型インフルエンザ等に感染している疑いのある来庁者に対しては、職員が必ずマスクを着

用した上で、声をかけて状況を確認する。他者への感染を防止するため、簡易ベッドを設置し、パーティションで仕切ったブースに誘導する。

県内発生早期までは、保健所に設置される「帰国者・接触者相談センター」に連絡して指示に従う。県内感染期以降は、最寄りの医療機関への受診を勧める。

感染の疑いがある来庁者が使用したブース内のパーティションやベッドは消毒を行う。

5. 新型インフルエンザ等に備えた業務継続

新型インフルエンザ等発生時に想定される被害を勘案しつつ、事態の進展に応じたBCPにより、職員の感染を防止するとともに業務への影響を最小限に抑える。

5.1 業務継続方針と業務区分

(1) 業務継続方針

新型インフルエンザ等が発生した場合には、その発生・流行に伴い対処するための対応業務が発生する。また、通常業務は、可能な限り継続して実施すべきであるが、職員や職員の家族の感染などによる欠勤、新型インフルエンザ等対応業務の実施等により、すべての通常業務を実施することは困難である。そこで、次のように業務継続方針を定める。

- 優先的に新型インフルエンザ等対応業務を実施する。
- 通常業務のうち、住民生活に必要不可欠な業務を継続する。
- 感染拡大につながる恐れのある業務を積極的に休止する。

(2) 業務区分の設定

本計画では業務継続方針に基づき、表6に示すとおり市の業務を区分する。

表6 業務区分

業務名			業務内容
新型インフルエンザ等対応業務			新型インフルエンザ等の発生・流行に伴い、新規に発生した業務であり、平常時は行っていない業務、または強化する業務
通常業務	継続業務	A：継続業務 (通常どおり)	新型インフルエンザ等の発生時に、住民の生命を守り、住民生活を維持するために、できるだけ通常どおり継続する業務(応援体制を組んで継続する業務)
		B：継続業務 (縮小・変更)	縮小または、取扱方法を変更して継続する業務
	休止業務	C：県内感染期休止	県内感染期に休止(延期)する業務
		D：早期に休止	県内感染期以前から休止(延期)する業務、または県内感染期以前から積極的に休止することが適切な業務

＜参考＞業務選定基準

【新型インフルエンザ等対応業務】

新型インフルエンザ等対応業務は、新型インフルエンザ等の発生・流行に伴い、新規に発生する業務であり、平常時は行っていない業務である。また、「うるま市新型インフルエンザ等対策行動計画」で取り組むこととされている業務である。

主な新型インフルエンザ等対応業務の例を示す。

- ①新型インフルエンザ等対策本部の運営
- ②情報の収集及び提供
- ③問い合わせ窓口・相談窓口の運営
- ④予防・まん延防止
- ⑤職員の健康状況・出勤状況の把握

【通常業務】

新型インフルエンザ等の発生時に、住民の生命を守り、住民生活を維持するために休止することができない業務を継続業務とする。そのうち、応援体制を組んで、できるだけ通常どおりに実施する業務と、縮小もしくは取扱方法を変更して継続する業務に区分する。

なお、継続業務は、次の4つの観点から業務休止による影響を考慮して選定する。

- ①人命に関わる業務
- ②住民生活の維持に不可欠な業務
- ③休止すると法令違反になる業務
- ④上記業務を継続するために必要な業務

新型インフルエンザ等の発生時に休止（延期）する業務は、イベント、集会、講習会、研修会など多数の人が集まり、感染拡大につながる恐れのある業務、緊急性のない企画、計画、調査、管理業務などとする。これらの業務を次の観点から区分する。

- ①県内感染期に休止（延期）する業務
- ②県内感染期以前から休止（延期）する業務、または、県内感染期以前から積極的に休止することが適切な業務

新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務の選定結果

各部等の新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務を別紙「市の新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務」のとおり定める。（※別紙を基にうるま市の新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務を定める。）

5.2 人的資源の確保及び人員計画

（１）人員計画の立案

ア 県内発生早期から県内感染期

新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務については、職員が最大で40%欠勤した場合を想定して人員計画を立案する。必要に応じて40%以上欠勤する可能性があることも想定して検討しておくことが望ましい。

イ 小康期

感染した職員の多くは、発症から10日間程度で治癒すると考えられ、発症・治癒した者はウイルスに対する免疫を持つ。小康期においては、治癒した職員も含めた人員計画を立案する。

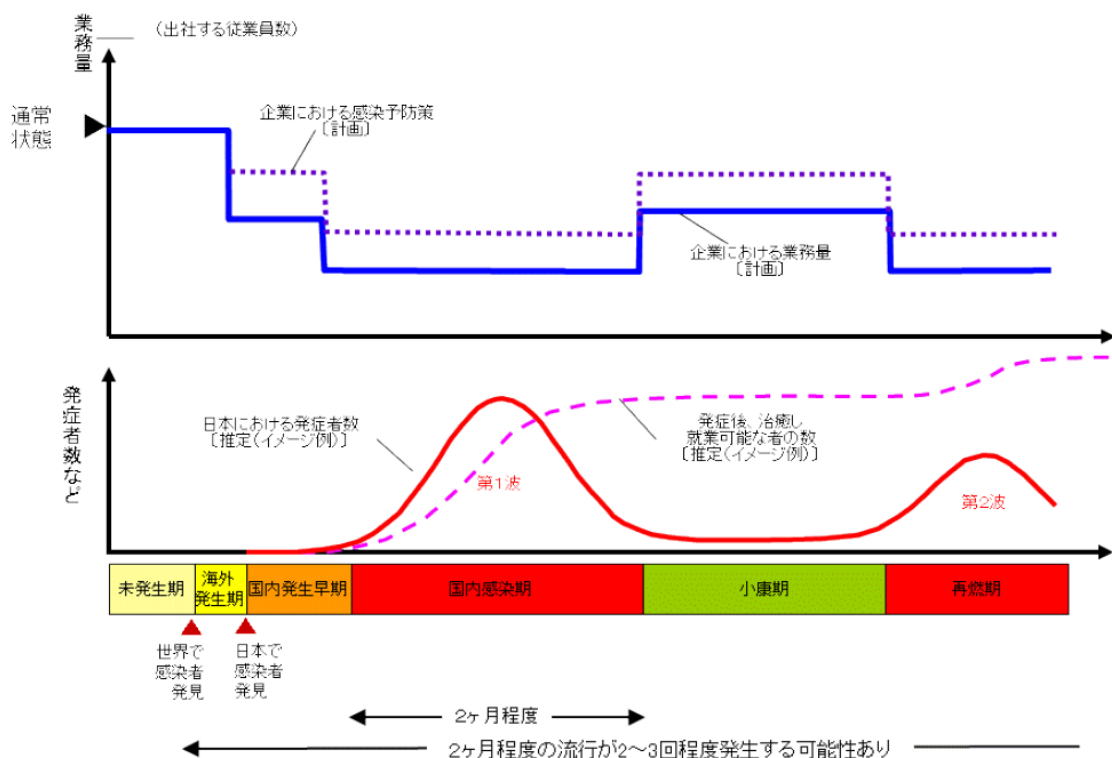


図3 新型インフルエンザ等発生時の業務継続の時系列イメージ

出典：「Ⅷ 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」

（平成 25 年 6 月 26 日 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）

(2) 人員の配置

- 新型インフルエンザの感染状況によっては、各部・各課において人員の過不足にばらつきが生じると予想される。各部・各課は、業務継続に必要な人員が不足した場合には、「課内→部内→部間」の順で応援職員を配置する。
- 人員の配置にあたっては、原則として、課内の配置は当該課で、部内の配置は当該部で決定し、他部からの応援職員が必要な場合は、対策本部へ要請する。
- 各部・各課の応援が可能な職員は、対策本部の指示により、主に次の職務に従事する。
 - a 業務を継続する各課で人員が不足した場合に、応援職員として従事する。
 - b 在宅高齢者及び障害者の安否確認を行い、食料品や生活必需品を配布する。
 - c 非常配備要員として本部事務局等の業務に従事する。
 - d 休園している保育園の保育士は、開園している保育園の保育士がり患等により欠勤して不足した場合の応援職員として従事するほか、休園により在宅している園児の健康状態の確認等の業務を行う。
- より実効性の高い人員配置を実施するため、職員の配置にあたっては職種・資格・職歴等に関するリストを事前に整備する。

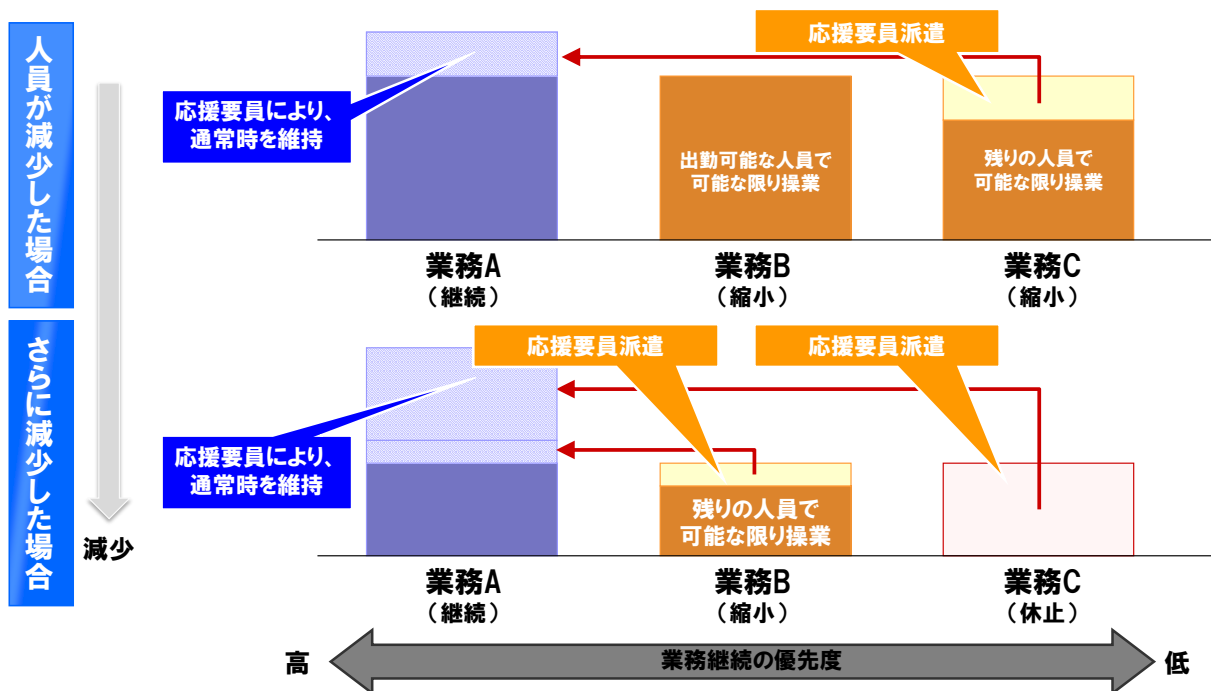


図4 不足した人員を補充する際の優先順位付け

(3) 勤務体制の変更

ア 通勤体制の変更

①通勤手段の変更

新型インフルエンザ等発生時のバス等の公共交通機関の利用は、感染リスクを高める。このことから、通勤時における感染リスクを低減するため、代替的に、自動車等による出勤を励行する。

②時差出勤

遠方からバス等の公共交通機関を利用して出勤せざるを得ない職員は、ラッシュ時を避け可能な限り時差出勤を行うことを検討する。

乗車する際は、マスクを着用して他の乗客との距離を確保し、感染防止に努める。

イ 交替勤務

新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務の規模等に応じて交代勤務等を採用し、職員が同時に感染しないような体制（スプリット勤務）を整備する。



図5 複数チームによる交替勤務の例（スプリット勤務）の一例

(4) 業務を継続する際の感染対策

業務を継続する場合は、基本的な感染予防対策と共に業務を継続するための感染予防策を徹底する。また、職場とともに家庭生活におけるリスクを下げることも検討する。

業務を継続する際の感染予防対策の例を表7に示す。

表7 業務を継続する際の感染予防対策の例

目的	区分	対策例
職員の感染リスクの低減	業務の絞込み	・新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務への重点化
	通勤（バス等）	・ラッシュ時の公共交通機関の利用を防ぐための時差出勤、自家用車等による出勤の推進
	外出先等	・緊急性のない出張・会議の中止 ※体面による会議を避け、メール等での調整を行う。
職場内での感染防止	患者（発熱者）の入場防止のための検温	・発熱している職員や来庁者は、出勤や入場を拒否する ※発熱による来所制限は、通常であれば38度以上が目安と考えられるが、事業所の判断によりそれ以下としてもよい
	一般的な対人距離を保つ	・職場や来庁者の待合スペースの入口や立ち入れる場所、訪問人数を制限する ・職場内に同時にいる職員を減らす（フレックスタイム制など）
	飛沫感染、接触感染を物理的に防ぐ	・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがいの励行、職場の清掃・消毒
	手洗い	・職場や訪問スペースに出入りする人は必ず手洗いをを行う。そのために、訪問スペースに入る前に手洗い場所（手指消毒場所）を設置する。手洗い場所の設置が難しい場合、速乾性消毒用アルコール製剤を設置することも有効である。
	来庁者の氏名、住所の把握	・来庁者の氏名、所属、住所等を記入してもらう。（この情報は、後に感染者の積極的疫学調査や感染対策を講じるために重要となる。） ・海外からの訪問者については、本国での住所、直前の滞在国、旅券番号なども記入してもらう。

欠勤者が出た場合に備えた、代替職員の確保	・意思決定を行う等代替職員が限られている者の交代勤務や別の場所での勤務（スプリットチーム制） ・家族の状況（年少の子どもや要介護の家族の有無等）による欠勤可能性増大の検討
----------------------	--

出典：「Ⅷ 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」

（平成 25 年 6 月 26 日 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）
を基に作成

5.3 業務継続に向けた課題及び対策

（１）指定管理者及び委託事業者

ア 指定管理者

市では、一部施設を指定管理者に委託して運営している。そのため、業務継続及び施設閉鎖について、市の方針を事前に指定管理者に説明して意思統一を図り、協定・契約等の整備を図る。

また、施設における予防・まん延防止策、職員の安全対策を徹底し、業務継続のための体制と環境を整備する。

イ 委託事業者

市が業務を継続するためには、庁内情報システムの管理運用、庁舎管理、警備、清掃業務、消耗品等、必要なサービスや資機材を継続して確保する必要がある。

そのため、業務継続に必要なサービスや資機材を提供する事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請する。また、必要に応じ契約内容や履行期限の変更等について協議し、事前に契約・協定等の整備を図る。

一方、休止する業務は、発注の中止及び延期、すでに発注した業務の取り消し等について、可能な限り契約・協定等の整備を図る。

（２） 業務継続に向けたマニュアル等の検討・整備

新型インフルエンザ等の発生時に、継続する業務の実効性をより高めていくために、各部・各課において、次のようなマニュアル等を検討・整備する。

- 業務を休止する場合の具体的な手順
- 業務休止に伴う住民及び関係機関等への連絡手順
- 各種申請期限の延長・要件の緩和の検討（申請受付期間の延長、手数料等の納付期限の延長、申請日付の遡及等）
- 窓口開庁時間の短縮
- 関係機関（沖縄県、近隣自治体、警察・消防、医療機関、火葬場、指定管理者等）との事前協議・取り決め
- 応援職員を要請する際に必要となる職種・資格・職歴等の要件リスト
- 応援職員のための業務手順書
- 職員の安否確認方法の確立（報告様式の作成、安否確認用のデータベース作成等）
- 勤務体制の変更（通勤手段、時差出勤、自宅待機、班交代制（職場内に代替機能を持つ複数の班を編成する）等）
- 服務取扱マニュアルの整備
- 学校の休校に伴う代替策の検討

6. 教育・訓練

6.1 BCP 訓練

継続業務等を円滑に行えるように訓練を行う。

①新型インフルエンザ等対策本部の立ち上げ訓練

迅速な招集、必要資器材の準備、関係先との情報連絡等、新型インフルエンザ等対策本部立ち上げの具体的活動の流れを確認する。

②机上訓練

県内発生早期から県内感染期に進展、職員が発症など複数の状況を設定して、発生段階における具体的対応を机上で確認する。

③代替要員による業務の継続訓練

幹部、職員が発症等を想定して代替要員による業務の手順確認を行う。

④クロストレーニング

職員が複数の継続業務を実施できるように日常的にトレーニングを行い、欠勤者の代替要員を育成する。

⑤在宅勤務の試行

PC 操作、通信環境、セキュリティ環境、在宅勤務に必要な資料等を確認する。

6.2 教育・周知

新型インフルエンザ等対策に対する職員の意識を高め、的確な行動がとれるよう、新型インフルエンザ等に対する正しい知識を職員に教育・周知する。

①基礎知識の習得

新型インフルエンザ等の基礎知識、職場で実施する感染対策の内容、本人や家族が発症した際の対応等を教育・周知する。

②感染対策に関する習熟訓練

マスク・手袋等の着用の仕方・捨て方、正しい手洗い・うがい・消毒の仕方、出勤時の体温測定等を確認する。

③職場内で発症者が出た場合の対応訓練

誘導等の処置の仕方、連絡先、病院等への搬送、職場の消毒、濃厚接触者の特定等を確認する。

7. 点検・是正

市は、実効性を維持・向上させる観点から、次に示すような場合にBCP等の点検・是正を行う。

①新型インフルエンザ等や感染対策等に関する新たな知見が得られた場合

②国及び沖縄県の新型インフルエンザ等に関係する計画やガイドラインに変更が生じた場合

③組織改正や業務内容に変更があった場合

④訓練等を通じて課題が明らかになった場合 等